

北海道遺伝子組換え作物の栽培等による交雑等の防止に関する条例施行規則

平成17年9月9日
規則第87号

改正 令和2年5月26日規則第68号 令和3年3月31日規則第34号

令和4年7月8日規則第51号

北海道遺伝子組換え作物の栽培等による交雑等の防止に関する条例施行規則をここに公布する。

北海道遺伝子組換え作物の栽培等による交雑等の防止に関する条例施行規則

（趣旨）

第1条 この規則は、北海道遺伝子組換え作物の栽培等による交雑等の防止に関する条例（平成17年北海道条例第10号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（隔離ほ場の要件）

第1条の2 条例第2条第3号の規則で定める隔離ほ場は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

（1）次に掲げる設備を有すること。

ア フェンスその他の部外者の立入りを防止するための囲い

イ 隔離ほ場であること及び部外者は立入禁止であること並びに管理責任者が選任された場合にあってはその氏名が記載され、見やすいところに掲げられた標識

ウ 隔離ほ場で使用した機械又は器具、隔離ほ場で作業に従事した者の靴等に付着した遺伝子組換え作物を洗浄する設備その他の遺伝子組換え作物が隔離ほ場の外に意図せず持ち出されることを防止するための設備

エ 防風林、防風網その他の花粉（隔離ほ場において栽培する遺伝子組換え作物が木本である場合にあっては、花粉及び種子。以下同じ。）の飛散を抑制させるための設備（花粉の広範な拡散が想定される遺伝子組換え作物を栽培する場合に限る。）

（2）次に掲げる事項を遵守するための作業要領を定めていること。

ア 除雄、摘果又は袋掛けその他遺伝子組換え作物の花粉の飛散を防止するための措置を講ずること（隔離ほ場において栽培する遺伝子組換え作物が木本である場合に限る。）

イ 遺伝子組換え作物及びその比較対象とされる植物以外の植物の隔離ほ場内における生育を最小限に抑えること。

ウ 遺伝子組換え作物及び隔離ほ場内で栽培した遺伝子組換え作物以外の植物であって当該遺伝子組換え作物との区別がつきにくいもの（以下「遺伝子組換え作物等」という。）を隔離ほ場の外に運搬し、又は保管する場合は、遺伝子組換え作物等の漏出を防止すること。

エ ウに規定する場合を除き、遺伝子組換え作物等の栽培が終了した後は、当該遺伝子組換え作物等を隔離ほ場内において不活化すること。

オ 隔離ほ場で使用した機械又は器具、隔離ほ場で作業に従事した者の靴等に付着した遺伝子組換え作物等が隔離ほ場の外に意図せず持ち出されることを防止すること。

カ 前号に掲げる設備が本来有する機能が十分に発揮されることを保持すること。

キ イからカまで（隔離ほ場において栽培する遺伝子組換え作物が木本である場合にあっては、アからカまで）に掲げる事項を遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号。以下「カルタヘナ議定書担保法」という。）第2条第5項に規定する第一種使用等（以下「第一種使用等」という。）を行う者に遵守させること。

ク 花粉が拡散する範囲内に影響を受ける可能性のある野生動植物等が生育又は生息している場合は、その範囲を含む範囲内においてモニタリング（第一種使用等による野生動植物等への影響の有無及び影響がある場合におけるその具体的な内容についての調査をいう。）を実施すること。

ケ カルタヘナ議定書担保法第3条第1号に規定する生物多様性影響（以下「生物多様性影響」という。）のおそれがあると認められたときにあらかじめ定めた生物多様性影響を効果的に防

止するための措置を確実に講ずること。

(試験研究機関の要件等)

第2条 条例第2条第4号ウの規則で定める要件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 専ら試験研究に従事する研究員が2名以上配置されていること。
 - (2) 遺伝子組換え作物を一般作物と区分して栽培し、管理し、及び研究することができる施設を有すること(所有権以外の権原に基づき当該施設を使用する場合を含む。)
- 2 前項第1号の研究員は、学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学若しくは高等専門学校において生物学若しくは農学の課程を修めて卒業した者又はこれと同等以上の学力を有する者であつて2年以上の遺伝子組換え技術に関する試験研究の実務経験を有するものでなければならない。

(開放系一般栽培の許可の申請)

第3条 条例第5条第1項の申請書は、別記第1号様式とする。

2 条例第5条第1項第9号の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 管理責任者の住所、氏名及び電話番号
- (2) 栽培しようとする遺伝子組換え作物に係るカルタヘナ議定書担保法第4条第1項の承認、食品衛生法(昭和22年法律第233号)第13条第1項の規定に基づく安全性審査及び飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和28年法律第35号。以下「飼料安全法」という。)第3条第1項の規定に基づく安全性に関する確認の状況
- (3) 種子又は種苗の入手、管理及び運搬の方法
- (4) 当該開放系一般栽培に係る作業の方法
- (5) 当該開放系一般栽培に係る作業に必要な機械、器具及び設備(以下「機械器具類」という。)並びに施設の現況並びに資金の収支の計画
- (6) 収穫物の運搬、管理、出荷及び使用の方法
- (7) 当該開放系一般栽培が終了した後の当該ほ場等の使用の方法
- (8) 当該開放系一般栽培の管理に係る体制
- (9) 緊急時における対応の方法

3 条例第5条第2項の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 当該遺伝子組換え作物に係るカルタヘナ議定書担保法第4条第1項に規定する第一種使用規程(以下「第一種使用規程」という。)及び同条第2項に規定する生物多様性影響評価書(以下「生物多様性影響評価書」という。)
 - (2) 次に掲げる施設の見取図並びにその構造及び規模を示す図面
 - ア 種子又は種苗を管理するための施設
 - イ 当該開放系一般栽培に係る作業に使用する機械器具類を管理するための施設
 - ウ 機械器具類並びに当該開放系一般栽培に係る作業に従事する者の衣類及び靴を洗浄し、及び清掃するための施設
 - エ 収穫物を管理するための施設
 - (3) 機械器具類の構造を示す書類
 - (4) ほ場等に係る土地の登記事項証明書
 - (5) 前号の土地に係る所有権を有していないときは、その土地を使用する権原を証する書類
 - (6) 第4号の土地において開放系一般栽培を行うに当たり、他の行政庁の許可、認可その他の処分を受けることを必要とするときは、その処分を受けていることを示す書類又は受ける見込みに関する書類
 - (7) 申請者の資産の状況を確認できる書類(法人にあつては、最近の事業年度の財産目録及び貸借対照表)
 - (8) 法人にあつては、定款、寄附行為、規約その他法人の目的、組織及び運営の方法を示す書類並びに当該法人の登記事項証明書
- 一部改正〔令和2年規則68号〕

(説明会の開催等)

第4条 条例第6条第1項(条例第10条第2項及び条例第19条第1項において準用する場合を含む。)の規則で定める者は、次に掲げる者とする。

- (1) 遺伝子組換え作物の開放系での栽培(以下「開放系栽培」という。)を行おうとするほ場等

若しくは研究ほ場又は当該開放系栽培に係る作業の用に供する施設に係る土地若しくは通路に隣接するほ場等又は研究ほ場（道路又は水路を挟んで接するほ場等又は研究ほ場を含む。）において一般作物を栽培する者（条例第6条第1項の知事が定める範囲内において一般作物を栽培する者を除く。）

- (2) 当該開放系栽培に係る作業を他の者に委託して行う場合は、その委託の相手方
 - (3) 当該開放系栽培に係る作業を他の者と共同で使用する施設又は機械器具類を用いて行う場合は、当該他の者
 - (4) 当該開放系栽培に係る遺伝子組換え作物の出荷の相手方
 - (5) 当該開放系栽培を行おうとする者及び条例第6条第1項の知事が定める範囲内において一般作物を栽培する者が生産する一般作物の収穫物を直接集荷するもの
 - (6) 当該開放系栽培を行おうとする者が当該開放系栽培を行うほ場等又は研究ほ場に係る土地を所有していないときは、当該土地の所有者
 - (7) 条例第6条第1項の知事が定める範囲内において一般作物を栽培する者（当該開放系栽培を行おうとする者を含む。）が当該栽培を行うほ場等又は研究ほ場に係る土地を所有していないときは、当該土地の所有者
- 2 条例第6条第2項（条例第10条第2項及び条例第19条第1項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規則で定める事由は、次に掲げる事由とする。
- (1) 天災、交通の途絶その他の不測の事態により説明会の開催が不可能であること。
 - (2) 説明会開催者以外の者により説明会の開催が故意に阻害されることによって説明会を円滑に開催できないことが明らかであること。
- 3 条例第6条第2項の規定による周知は、次に掲げる方法のうちいずれかにより行うものとする。
- (1) 当該許可の申請又は届出の内容を時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載すること。
 - (2) 前号に掲げるもののほか、当該許可の申請又は届出の内容を周知させるための方法として知事が適当と認めるもの
- （許可事項の変更の許可）

第5条 条例第10条第1項の許可の申請は、別記第2号様式の申請書を提出して行うものとする。

2 条例第10条第1項ただし書の規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- (1) 当該開放系一般栽培に係る面積の縮小
 - (2) 栽培期間の短縮（当該開放系一般栽培を廃止する場合を除く。）
- （許可事項等の変更の届出）

第6条 条例第11条（条例第19条第2項において準用する場合を含む。）の規定による届出は、別記第3号様式の届出書を提出して行うものとする。

（開始等の届出）

第7条 条例第12条（条例第19条第2項において準用する場合を含む。）の規定による届出は、別記第4号様式の届出書を提出して行うものとする。

（管理責任者等の職務）

第8条 条例第13条第2項（条例第19条第2項において準用する場合を含む。）の規則で定める職務は、次のとおりとする。

- (1) 当該開放系栽培の実施の状況を把握すること。
 - (2) 当該開放系栽培に係る作業を行う者に対し、栽培の内容及び遵守事項等を周知すること。
 - (3) 条例第13条第1項第2号から第5号までに掲げる事項を適確に実施するための管理体制を整備し、並びに当該開放系栽培に係る作業を行う者その他の関係者との連絡及び調整を行うこと。
- （開放系試験栽培の届出）

第9条 条例第17条第1項の規定による届出は、別記第5号様式の届出書を提出して行うものとする。

2 条例第17条第1項第9号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 管理研究員の住所、氏名、電話番号、所属及び職名
- (2) 当該試験研究機関に配置されている第2条第1項第1号の研究員（管理研究員を除く。）の住所、氏名、所属及び職名
- (3) 栽培しようとする遺伝子組換え作物に係るカルタヘナ議定書担保法第4条第1項の承認、食品衛生法第13条第1項の規定に基づく安全性審査及び飼料安全法第3条第1項の規定に基づく安

全性に関する確認の状況

- (4) 種子又は種苗の入手、管理及び運搬の方法
 - (5) 当該開放系試験栽培に係る作業の方法
 - (6) 当該開放系試験栽培に係る作業に必要な施設及び機械器具類の現況並びに資金の収支の計画
 - (7) 収穫物の運搬、管理、使用及び搬出の方法
 - (8) 当該開放系試験栽培が終了した後の当該研究ほ場の使用の方法
 - (9) 当該開放系試験栽培の管理に係る体制
 - (10) 緊急時における対応の方法
- 3 条例第17条第2項の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。
- (1) 当該遺伝子組換え作物に係る第一種使用規程及び生物多様性影響評価書
 - (2) 第2条第1項第1号の研究員の履歴書及び同条第2項に掲げる学校を卒業したことを証する書類
 - (3) 次に掲げる施設の見取図並びにその構造及び規模を示す図面
 - ア 遺伝子組換え作物に係る研究を行うための施設
 - イ 種子又は種苗を管理するための施設
 - ウ 当該開放系試験栽培に係る作業に使用する機械器具類を管理するための施設
 - エ 機械器具類並びに当該開放系試験栽培に係る作業に従事する者の衣類及び靴を洗浄し、及び清掃するための施設
 - オ 収穫物を管理するための施設
 - (4) 機械器具類の構造を示す書類
 - (5) 研究ほ場に係る土地の登記事項証明書
 - (6) 前号の土地に係る所有権を有していないときは、その土地を使用する権原を証する書類
 - (7) 第5号の土地において開放系試験栽培を行うに当たり、他の行政庁の許可、認可その他の処分を受けることを必要とするときは、その処分を受けていることを示す書類又は受ける見込みに関する書類
 - (8) 試験研究機関の資産の状況を確認できる書類（法人にあっては、最近の事業年度の財産目録及び貸借対照表）
 - (9) 法人にあっては、定款、寄附行為、規約その他法人の目的、組織及び運営の方法を示す書類並びに当該法人の登記事項証明書
- 一部改正〔令和2年規則68号〕

（変更事項の届出）

第10条 条例第18条第1項本文の規定による届出は、別記第6号様式の届出書を提出して行うものとする。

2 条例第18条第1項ただし書の規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- (1) 当該開放系試験栽培に係る面積の縮小
- (2) 栽培期間の短縮（当該開放系試験栽培を廃止する場合を除く。）

（身分証明書の様式）

第11条 条例第22条第2項の身分を示す証明書は、別記第7号様式とする。

附 則

- 1 この規則は、平成18年1月1日から施行する。
- 2 条例附則第5項の規定による届出は、知事が定める届出書を提出して行うものとする。

附 則（令和2年5月26日規則第68号）

この規則は、令和2年6月1日から施行する。ただし、別記第1号様式から別記第7号様式までの改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年3月31日規則第34号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。
- （経過措置）
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前のそれぞれの規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後のそれぞれの規則の規定にかかわらず、当分

の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

附 則（令和4年7月8日規則第51号）

この規則は、公布の日から施行する。